

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年2月29日
【発行者名】	産業ファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 本多 邦美
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	株式会社KJRマネジメント 執行役員 インダストリアル本部長 上田 英彦
【電話番号】	03-5293-7091
【届出の対象とした募集内国投資証券 に係る投資法人の名称】	産業ファンド投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券 の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 1,510,491,944円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年2月15日提出の有価証券届出書(2024年2月21日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み)の記載事項のうち、2024年2月29日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、また、記載事項の一部を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

(15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて

第二部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

（15）【手取金の使途】

<訂正前>

本第三者割当における手取金上限1,510,491,944円については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金30,191,838,976円については、海外募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義します。）における手取金上限17,070,485,880円と併せて、発行価格等決定日が2024年2月21日（水）又は2024年2月22日（木）の場合は、新規取得資産(注1)及び本匿名組合出資持分(注2)の取得資金の一部に充当し、また、発行価格等決定日が2024年2月26日（月）の場合は、新規取得資産の取得資金の一部に充当します。

(注1) 「新規取得資産」とは、後記「第二部参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象(1) 第33期取得済資産、新規取得資産及び本匿名組合出資持分の概要 第33期取得済資産、新規取得資産及び本匿名組合出資持分一覧」の「新規取得資産」欄に記載の本投資法人が取得予定の資産28物件を総称してまいります。以下同じです。

(注2) 「本匿名組合出資持分」とは、後記「第二部参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 第33期取得済資産、新規取得資産及び本匿名組合出資持分の概要 第33期取得済資産、新規取得資産及び本匿名組合出資持分一覧」の「本匿名組合出資持分」欄に記載の本投資法人が取得予定の匿名組合出資持分をいいます。なお、新規取得資産及び本匿名組合出資持分を併せて「新規取得資産等」ということがあります。以下同じです。

<訂正後>

本第三者割当における手取金上限1,510,491,944円については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金30,191,838,976円については、海外募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義します。）における手取金17,070,485,880円と併せて、発行価格等決定日が2024年2月21日（水）又は2024年2月22日（木）の場合は、新規取得資産(注1)及び本匿名組合出資持分(注2)の取得資金の一部に充当し、また、発行価格等決定日が2024年2月26日（月）の場合は、新規取得資産の取得資金の一部に充当します。

(注1) 「新規取得資産」とは、後記「第二部参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象(1) 第33期取得済資産、新規取得資産及び本匿名組合出資持分の概要 第33期取得済資産、新規取得資産及び本匿名組合出資持分一覧」の「新規取得資産」欄に記載の本投資法人が取得予定の資産28物件を総称してまいります。以下同じです。

(注2) 「本匿名組合出資持分」とは、後記「第二部参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 第33期取得済資産、新規取得資産及び本匿名組合出資持分の概要 第33期取得済資産、新規取得資産及び本匿名組合出資持分一覧」の「本匿名組合出資持分」欄に記載の本投資法人が取得予定の匿名組合出資持分をいいます。なお、新規取得資産及び本匿名組合出資持分を併せて「新規取得資産等」ということがあります。以下同じです。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて

<訂正前>

（前略）

国内一般募集及び海外募集（以下併せて「本募集」といいます。）の総発行数は409,609口であり、国内一般募集における発行数は261,664口であり、海外募集における発行数は147,945口（海外引受会社（Morgan Stanley & Co. International plc、SMBC Nikko Capital Markets Limited、Nomura International plc、Mizuho International plc及びKKR Capital Markets LLCを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を意味します。以下同じです。）による買取引受けの対象口数140,896口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数7,049口）です。また、国内一般募集における発行価額の総額は30,191,838,976円であり、海外募集における発行価額の総額は17,070,485,880円(注)です。

（中略）

(注) 海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の全てが行使された場合の上限金額です。

<訂正後>

（前略）

国内一般募集及び海外募集（以下併せて「本募集」といいます。）の総発行数は409,609口であり、国内一般募集における発行数は261,664口であり、海外募集における発行数は147,945口（海外引受会社（Morgan Stanley & Co. International plc、SMBC Nikko Capital Markets Limited、Nomura International plc、Mizuho International plc及びKKR Capital Markets LLCを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を意味します。以下同じです。）による買取引受けの対象口数140,896口及び海外引受会社に付与した追加的に発行する本投資口を買い取る権利（対象口数7,049口）の行使により発行される7,049口）です。また、国内一般募集における発行価額の総額は30,191,838,976円であり、海外募集における発行価額の総額は17,070,485,880円です。

（中略）

(注)の全文削除

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）
第27条において準用する金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

<訂正前>

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第32期（自2023年2月1日 至2023年7月31日） 2023年10月26日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本書提出日（2024年2月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、2024年2月15日に、臨時報告書を関東財務局長に提出
(注) なお、発行価格等決定日に、本3記載の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

<訂正後>

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第32期（自2023年2月1日 至2023年7月31日） 2023年10月26日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本書提出日（2024年2月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、2024年2月15日に、臨時報告書を関東財務局長に提出
(注)の全文削除

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2024年2月21日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2024年2月29日に関東財務局長に提出